

法人キャッシュカード取引規定

普通預金について発行した法人キャッシュカード（以下「法人カード」といいます。）を利用する場合には、キャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1. 法人カードの利用

払出機を使用して預金を払戻す場合および預金機を使用して預金を預入れる場合、振込機を使用して振込をする場合に利用することができます。ただし、預金の預入れ、払出しは一部の提携金融機関等ではご利用できません。また、提携金融機関等での振込はご利用できません。

2. 法人カードは、お届出の代表者および代理人（1名に限ります。）が使用し、法人カードおよび届出暗証は法人カード使用者が責任をもって管理してください。

3. カード規定で定める第10条および第11条は適用いたしません。次の取扱いといたします。

(1) 法人カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに法人カードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、法人カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取引店に届出てください。

(3) 当行が、法人カードの電磁的記録によって、払出機または振込機の操作の際に使用された法人カードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうちは、法人カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、法人カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

(4) 当行の窓口において法人カードの提出をうけ、暗証番号入力機により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

4. 代理人を変更する場合、または、社名、代表者を変更する場合には、当行所定の手続きによりカードを再発行しますので、変更前のカードは取引店に返却してください。

5. 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上